

放課後児童健全育成事業に関連する主な施策等

参考資料2

年	国等の動き	法律等	市の動き	備考
1947年(S22)		児童福祉法成立		児童館が規定され施設の普及を図る 留守家庭児童について児童館での対策
1960年代	高度経済成長期 母親の就労や核家族化の進行 都市部への人口集中	保護者や市区町村の単独補助で 全国に学童保育が広がり始める。	地域の実情に応じ、運営形態も多様化 (国より先行実施)	
1963年(S38)	児童館へ国庫補助開始			児童館で学童保育実施の場合に補助 しかし、児童館の本来の役割の維持や 補助も少額なことから制度が普及しない。
1976年(S51)	児童育成クラブ設置・育成事業 (都市児童健全育成事業の一環)			児童館以外の学童保育に対して補助開始
1991年(H3)	放課後児童対策事業 (放課後児童クラブ)			平成元年に特殊出生率1.57を記録 仕事と家庭の両立支援の必要性
1994年(H6)		【エンゼルプラン】 今後の子育て支援のための 施策の基本的方向について		放課後児童対策の充実についても記載
1997年(H9)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	児童福祉法改正		放課後児童健全育成事業が法制化 市町村の努力義務 これまでは「遊びを主とする活動の場」 これからは「生活の場」が加わる 対象児童は小学校に就学している おおむね10歳未満の児童
1999年(H11)		【新エンゼルプラン】 重点的に推進すべき少子化対 策の具体的実施計画について		
2000年(H12)			舞鶴市放課後児童健全育成事業実施要	児童センター「ふたば」を開設
2003年(H15)			地域子育て支援協議会が発足 舞鶴市次世代育成支援対策推進行動計 画 「舞鶴市子育てアクションプラン」	
2004年(H16)			舞鶴市放課後児童健全育成事業 利用者負担軽減対策補助金交付要綱 地域放課後児童クラブスタート	各地域子育て支援協議会に運営を委託 順次各地域に児童クラブを設置
2007年(H19)	放課後子ども教室推進事業	放課後子どもプラン 放課後児童クラブガイドライン		【放課後児童クラブガイドライン】 多様な運営形態 全国的な質の向上を目指したもの 法的な拘束力はない
2010年(H22)			舞鶴市次世代育成支援対策推進行動計 画 「舞鶴市子育てアクションプラン」	
2012年(H24)		子ども・子育て支援法制定 児童福祉法改正		対象児童の拡大 小学校に就学している児童
2013年(H25)			子ども子育て会議発足 夏休み児童クラブの実施	
2014年(H26)	放課後子ども総合プラン 放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準		夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン (H27~H31) 舞鶴市放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準を定める条例	
2015年(H27)	放課後児童クラブ運営指針 子ども・子育て支援新制度施行			
2016年(H28)			子ども・若者支援会議発足	
2017年(H29)			放課後児童クラブ部会設置	